

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算額 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- 一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- 余裕活用品**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- 幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- 幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- 居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和8年度補助基準額】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,539千円（※）～55,262千円

（※）補助基準額をベースアップするとともに、令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、延べ利用児童数のうち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を実施

令和7年度子ども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

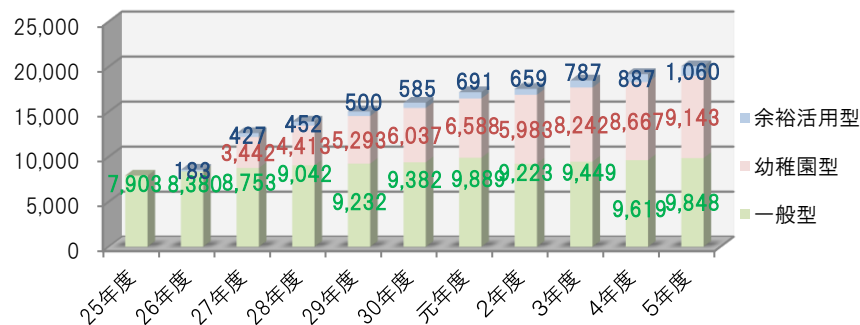
6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

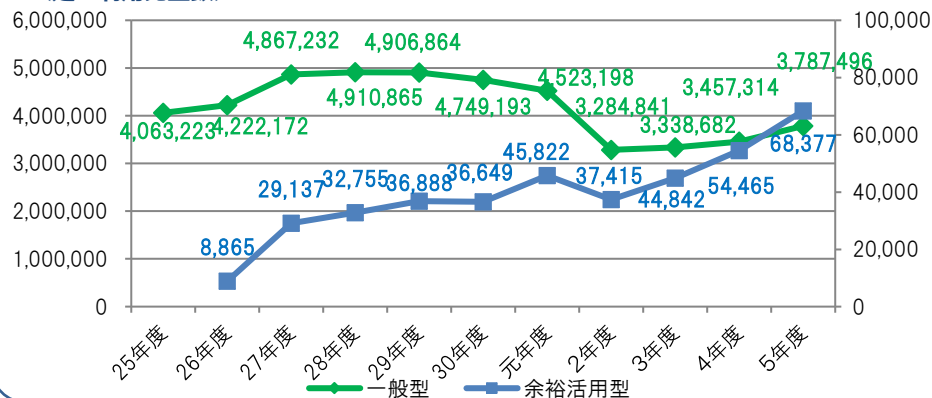
【実績】

◇ 【R8拡充事項】幼稚園型Ⅰ・Ⅱについても、単価の引上げを実施

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の概要

事業の目的・概要

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所、幼稚園、認定こども園等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する（一時預かり事業）
- **幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）**：幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。市区町村が認めた者へ委託等も可） 【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【補助基準額】

※基本分単価については、小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

| | | 基本分（利用時間想定） | 長時間加算 | 特別支援児単価 |
|------------------|---------------------------|--|---|---|
| 在籍園児（1人当たり日額） | 基本分（年間延べ利用児童数2,000人超の施設） | <ul style="list-style-type: none"> ・平日 480円【4時間（又は教育時間との合計8時間）】 ・長期休業日 480円【4時間】 ・長期休業日 960円【8時間】 | 左記の基本分（利用時間想定）を超える場合に超過時間に応じて加算 【長期休業期間中4時間を超えた場合】 ① 100円 2時間未満 ② 200円 2時間以上3時間未満 ③ 300円 3時間以上 【その他の場合】 ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上3時間未満 ③ 450円 3時間以上 | 平日：4,000円 長期休業日・休日：8,000円 ※ 左記の利用日・利用時間に依じた単価・加算は適用しない。 |
| | 基本分（年間延べ利用児童数2,000人以下の施設） | <ul style="list-style-type: none"> ・平日 1,760,000円/年間延べ利用児童数-440円【4時間（又は教育時間との合計8時間）】 ・長期休業日 440円【4時間】 ・長期休業日 880円【8時間】 | | |
| | 休日分（土日祝等） | 880円 【8時間】 | | |
| 非在籍園児（1人当たり日額） | | 880円 【8時間】 | | |
| 就労支援型施設加算（1施設年額） | | 事務職員の配置 約138万円【6か月以上】、約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり | | |
| 保育体制充実加算（1施設年額） | | 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約289万円 長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員の2分の1以上が保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者 約144万円 | | |

【補助要件】

【R8拡充事項】基本分単価について、単価の引上げを実施。必要な経費として102.5億円（R7：84.6億円）を計上している。

- ・実施場所 幼稚園又は認定こども園（国立・公立・私立）
 ※ 新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）
- ・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども） ※ 非在籍園児の利用が少数である場合等には非在籍園児も預かり可能
- ・配置職員 認可保育所と同じ

| | | |
|---|----------|------------|
| } | 0歳児 3：1 | 1・2歳児 6：1 |
| | 3歳児 15：1 | 4歳以上児 25：1 |

 ※令和6年4月改正 経過措置として当分の間は従前の基準によることも可能（3歳児 20：1、4歳以上児 30：1）
- ・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）
 （当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）
 ※ ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

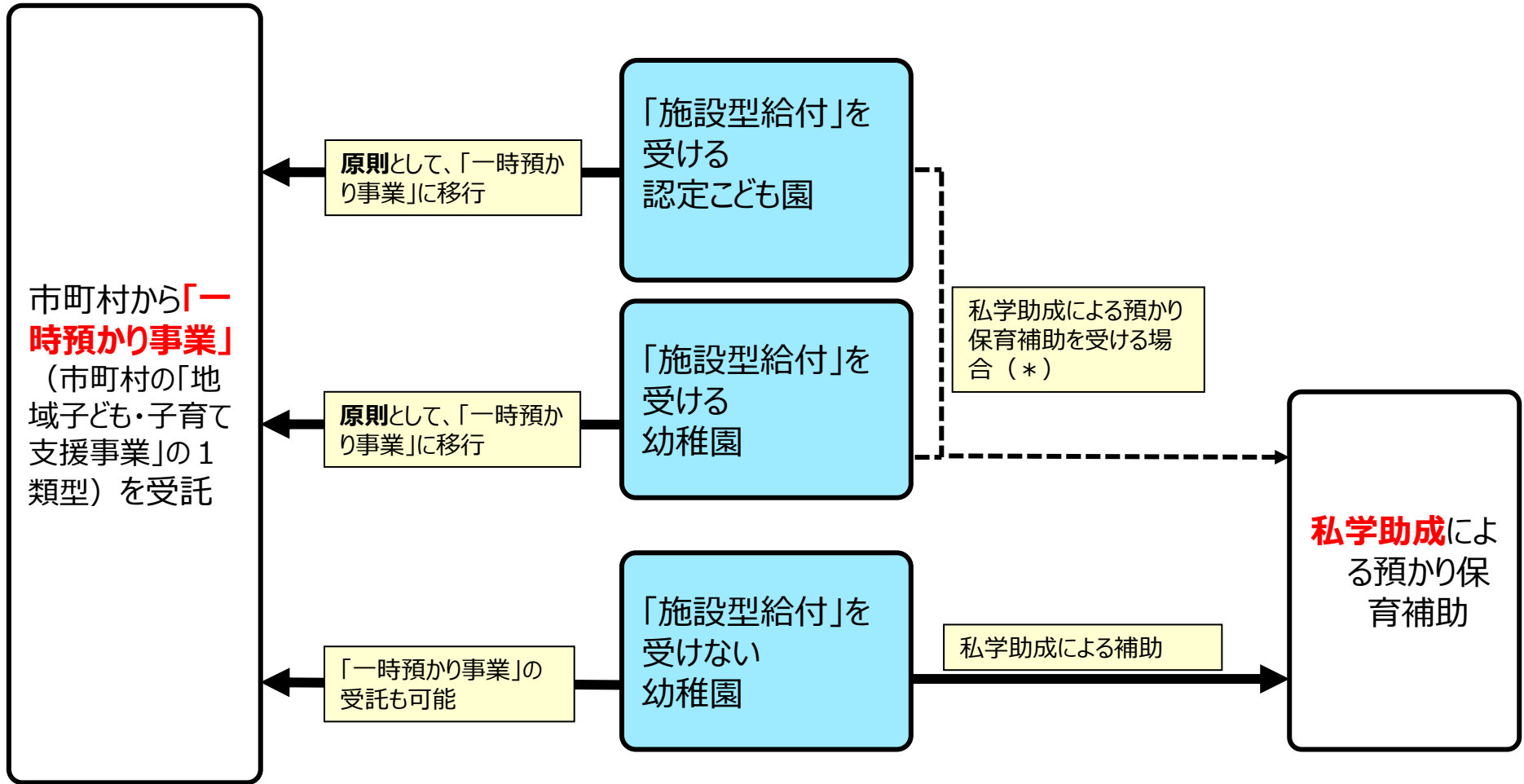
一時預かり事業（幼稚園型）の担当職員に算入できる範囲（イメージ）

- 一時預かり事業（幼稚園型）における担当職員の配置については、一時預かり事業実施要綱に規定される職員の配置に関する要件を満たす必要がある。
- 一時預かり事業の担当職員として配置基準を満たすために配置できる範囲及び一時預かり事業の補助対象経費として算入できる範囲については以下のとおり。

| | | 平日 | | 長期休業日 | | 休日 ※2 | |
|---------------|-------|-------------------|----------------|--------------|---------|--------------|---------|
| | | (教育課程に係る 教育時間) | (教育課程に係る教育時間外) | | | | |
| | | | 合計8時間まで | 合計8時間超 ※2 | 合計8時間まで | 合計8時間超 ※2 | 合計8時間まで |
| 一時預かり事業の専任職員 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 学級担当職員等 ※1 | 常勤職員 | × | △ ※3 | ○ | △ ※3 | ○ | ○ |
| | 非常勤職員 | × | ○ ※4 | ○ | ○ ※4 | ○ | ○ |

- ※1 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。
- ※2 超過勤務・休日勤務を行う場合の人員費は、いずれの職種であっても補助対象経費として算入できる。
- ※3 人員費は補助対象経費に算入できないが、配置基準を満たすための職員として配置できる（ただし、学級担当職員については通常の教育活動に係る業務を行うことが想定されることから、学級担当職員以外のチーム保育担当職員等を中心に担当することが望ましい）。
- ※4 配置基準を満たすための職員として配置できる。人員費も補助対象経費として算入できるが、公費の二重給付とならないよう、勤務内容・時間の区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。

幼稚園等の「預かり保育」等の新制度における取扱い

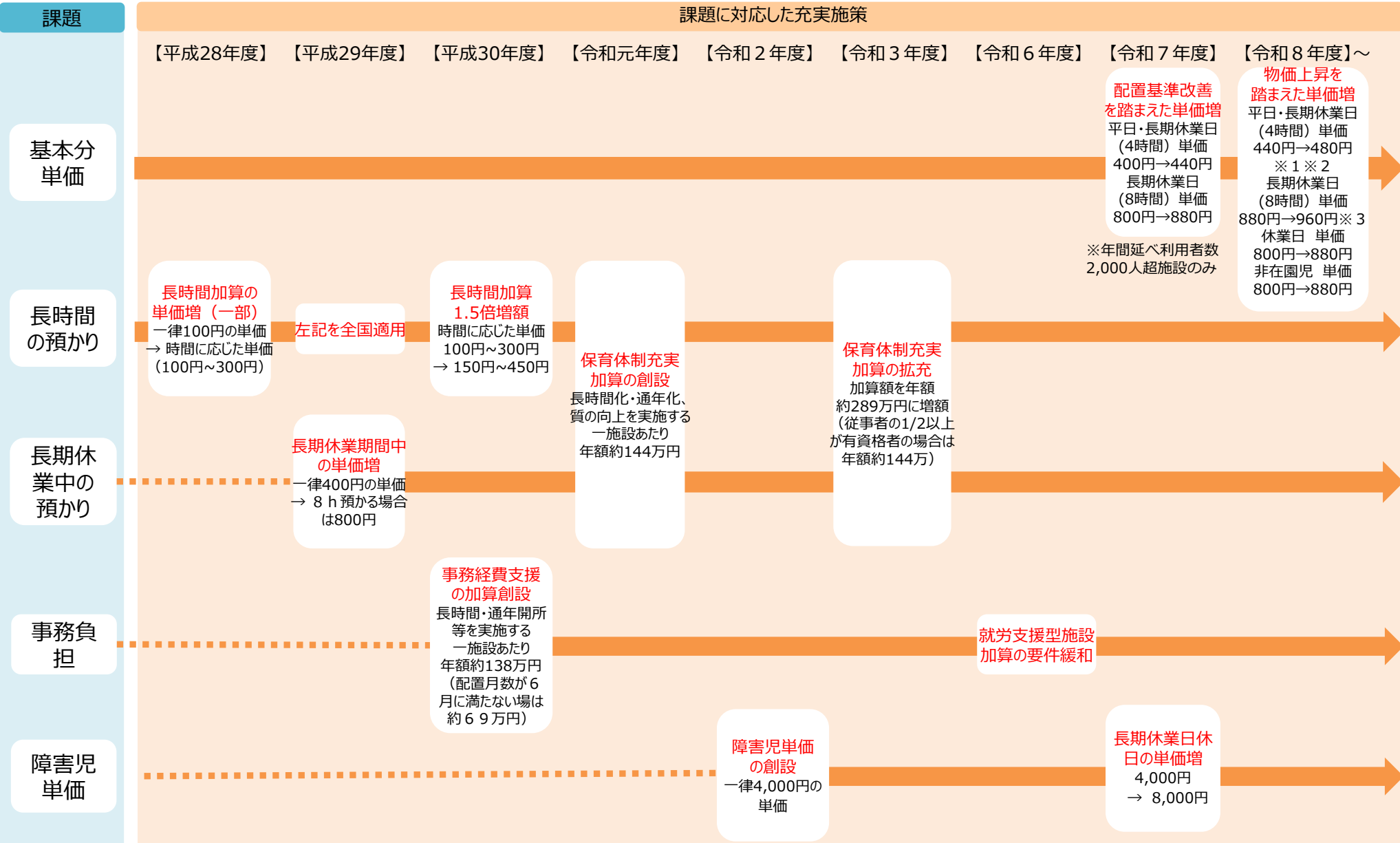


(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、**一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置**（ただし、都道府県による私学助成の預かり保育補助を現に受けている園に限る）

(注1) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

(注2) 施設型給付を受ける幼稚園等の預かり保育等に対する補助は、市区町村の一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）により行うことが基本であること等を「施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取扱いについて」（令和4年1月24日付け事務連絡）において改めて周知。

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）における充実（平成28年度～）



令和8年度 ※1年間延べ利用者数2,000人以下の施設は平日(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円 → (1,760,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 440円
 ※2年間延べ利用者数2,000人以下施設の長期休業日（4時間）400円→440円 ※3年間延べ利用者数2,000人以下の施設 長期休業日（8時間）800円→880円

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の概要

【趣 旨】 幼稚園における2歳児等の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】 保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村

| 要件 | 2歳児 | 0歳児・1歳児 |
|-------------------|--|---|
| (1)実施場所 | 幼稚園（新制度園及び私学助成園）※認定こども園は対象外 | |
| (2)対象児童 | 3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ） | 3号認定を受けた0・1歳児。なお、当該0・1歳児が誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。 ※本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受入れ） |
| (3)施設基準・保育内容 | 保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡ 保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。 | 保育室等の面積基準は、保育室：対象児童1人あたり1.65㎡及びほふく室：対象児童1人あたり3.3㎡ 保育内容は、保育所保育指針等を踏まえ、0・1歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。 |
| (4)配置職員 | 0歳：乳児3人につき職員1人 1歳・2歳：幼児6人につき職員1人 ※上記配置基準により算出される必要職員数が1人の場合、原則2人以上の配置が必要だが、幼稚園の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、1人の配置で可（常勤・非常勤は問わない） | |
| (5)職員資格 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） ※当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む ・ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者 ※2歳児の場合、配置職員のうちに、必ず保育士資格所有者1名を含めること。 ※0・1歳児の場合、教育・保育従事者の1/2以上を保育士資格所有者とすること。 | |
| (6)保育時間・開所日数・開所時間 | 保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保育者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。 | |
| (7)給食 | 自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱等のための最低限の施設は必要。） | |
| (8)保護者負担 | 各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。 | |

※0・1歳児については、児童福祉法第34条の14の規定に基づく都道府県の確認にあたっては、上記の内容及び下記ア～エの点について、留意するとともに、確認は原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましい。

ア. 非常災害に対する措置 イ. 給食 ウ. 健康管理・安全確保 エ. 利用者への情報提供

【留意事項】

- ・認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）。
- ・本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充するため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

① 預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

預かり保育推進事業単価表（令和8年度）

| ① 通常の預かり保育 | 基礎単価 | 【A】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設 | | の場合 | 700,000円 |
|---------------|---------------------|---|---------------------------|----------------------|--------------------|
| | | | 【B】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 | | の場合 |
| | | 【C】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 (教育時間と合わせて8時間以上)の場合 | | | 400,000円 |
| | | 【D】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 (教育時間と合わせて8時間未満)の場合 | | | 200,000円 |
| | 加算単価 | 次の要件に該当する幼稚園等 | | | |
| | | | 預かり保育時間 5時間～6時間/日 | 預かり保育時間 6時間～7時間/日 | 預かり保育時間 7時間以上/日 |
| | | | 150,000円 | 400,000円 | 700,000円 |
| | 預かり保育担当者数 2人/日 | 250,000円 | 600,000円 | 1,050,000円 | 1,550,000円 |
| | 預かり保育担当者数 3人以上/日 | 500,000円 | 970,000円 | 1,600,000円 | 2,250,000円 |
| ② 長期休業日等預かり保育 | 基礎単価 | (1) 長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設 | | | 80,000円 |
| | | (2) 休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設 | | | 150,000円 |
| | 加算単価 | 次の要件に該当する幼稚園等 | | | |
| | | | (1) 長期休業日 | (2) 休業日 | |
| | 預かり保育担当者数 2人/日 | | 140,000円 | 200,000円 | |
| | 預かり保育担当者数 3人以上/日 | | 260,000円 | 370,000円 | |



② 幼稚園の子育て支援活動の推進

親子登園や未就園児の受入れ、教育相談など、施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。